

特定求職者雇用開発助成金

長期不安定雇用者雇用開発コース

平成29年4月創設

長期にわたって転職を繰り返す方をハローワーク等の紹介により正規雇用労働者として雇用する場合、受給できます。

<チェック項目>

- ☑ 雇用保険に加入している事業所
- ☑ 採用日時点の満年齢が35歳以上60歳未満の方をハローワーク等の紹介により正社員として採用する事業所
- ☑ 採用日から過去10年間に5回以上離職または転職を繰り返している方をハローワーク等の紹介により正社員として採用する事業所
- ☑ 採用日前後6ヶ月間に、会社都合により離職させていない事業所
- ☑ 就業規則に正社員の定義が入ってる事業所

助成額

1人につき、
30万円×2回 (25万円×2回)

※金額は6カ月間在籍時
※()は大企業の助成額

<正規雇用労働者とは>

- 期間の定めのない労働者
- 所定労働時間が週30時間以上である労働者
- 労働条件が長期雇用を前提とした待遇である労働者

助成金の制度、要件等は資料作成当時のものです。現在ご覧になっている助成金の制度、要件等が変更になっている可能性がありますことをご了承ください。詳しくは弊法人助成金担当または労働局へ直接お問い合わせください。